

**多摩川見晴らし公園周辺活用事業
公募設置等指針に関する質問への回答**

(※回答書作成の都合上、項目に合わせて該当ページ数を変更しておりますので、御了承ください。)

■ 「3 公募対象公園施設等の設置等に係る事項」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
1	P9	飲食・休憩機能	飲食機能について、・おむすび・ホットドッグ・飲料等を販売する簡易売店形式でも要件を満たすものと考えてよいでしょうか。 また、・家庭用冷蔵庫・電子レンジ・保温設備を活用した営業形態は可能でしょうか。	販売形式及び営業形態について指定はありません。ただし、公募設置等指針に示す事業目的及び求める機能を踏まえ、適切な施設計画及び運営計画を提案してください。
2	P9	飲食・休憩機能	飲食機能を設ける場合、施設内にイートインスペースを設置せず、公園内の既存ベンチや広場等を利用いただく運営形態は可能でしょうか。	施設内にイートインスペースを設置しない提案も可能です。
3	P9	飲食・休憩機能	公募対象公園施設の一部として、自動販売機を設置することは可能でしょうか。 飲料自動販売機 アイスクリーム自動販売機 冷凍食品自動販売機 等 設置可能な場合、 ①設置可能台数 ②設置場所に関する制限 ③占用料や使用料の考え方	公募対象公園施設の一部として、自動販売機を設置することは可能です。設置台数、設置場所については、事業目的及び公園利用状況を踏まえ提案してください。公園使用料については、その他の公募対象公園施設と同様の取り扱いとなります。また、自動販売機による収益は、認定計画提出者の収入とすることが可能です。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
			④自動販売機収益の取扱いについてご教示ください。	
4	P9	飲食・休憩機能	飲食・物販機能の一部として、 飲料自動販売機 冷凍食品自動販売機 キャッシュレス無人販売設備 等を活用した省人化運営は、公募設置等指針に示す飲食・休憩機能を満たすものと考えてよいでしょうか。	飲料自動販売機、冷凍食品自動販売機、キャッシュレス無人販売設備等を活用した提案は可能ですが、これらの設備のみではなく、公募設置等指針に示す公園利用者の利便性・快適性の向上に資する提案となっているかについて、提案内容全体で判断します。
5	P9	飲食・休憩機能	物販、観光案内、イベント受付等について、 ・QRコード案内・WEB予約・キャッシュレス決済・セルフレジを活用した省人化運営は可能でしょうか。 また、市として想定する最低限の有人運営時間等があればご教示ください。	公園利用者の利便性・快適性の向上につながるQRコード案内、WEB予約、キャッシュレス決済及びセルフレジの活用は可能です。 最低限の有人運営時間は定めておりませんが、本公園の魅力向上が図られ、公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営を行うとともに、年間を通じて円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制を踏まえた適切な管理運営計画を提案してください。
6	P9	飲食・休憩機能	認定事業者以外のキッチンカー事業者を出店させることは可能でしょうか。 また、出店料徴収や売上歩合などの利用料の設定に関して、事業者の裁量で行ってよろしいでしょうか。	可能です。キッチンカー事業者から徴収する出店料や売上歩合等については、認定計画提出者の裁量により設定することが可能です。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
7	P9	飲食・休憩機能	公募対象公園施設において、どの時間帯であっても、ビール等アルコール飲料の販売は可能でしょうか。 また、販売物やイベントの内容等、制限があればご教示ください。	関係法令を遵守することを前提に、アルコール飲料の販売は可能です。ただし、自動販売機による販売は認めておらず、店舗での提供に限ります。なお、公園利用者及び周辺環境への配慮を含めた適切な管理運営を行ってください。
8	P13	建築物等の設置	公募対象公園施設及び特定公園施設について、海上コンテナを改装した施設の設置は可能でしょうか。 また、トイレ・観光案内・物販機能を一体化したコンテナ施設の整備は可能でしょうか。	トイレ・観光案内・物販機能を一体化した海上コンテナを活用した施設の提案は可能です。ただし、都市公園法、建築基準法、河川法その他関係法令に適合する施設計画としてください。
9	P13	建築物等の設置	コンテナ型施設を設置する場合、建築基準法上の建築確認申請は必要となるでしょうか。 また、市として想定する必要手続き（建築確認、河川法手続き、都市公園法手続き等）についてご教示ください。	必要となる手続きは、施設の構造、規模及び利用形態等により異なります。認定計画提出者において関係法令を確認の上、必要な手続きを実施してください。
10	P13	トイレの仕様	募集要項に記載の男女共用便房、男子用便房、女子用便房について、市が想定する最低面積や設備基準があればご教示ください。また、省スペース化を目的としたコンパクトな提案は可能でしょうか。	最低面積は定めておりませんが、川崎市都市公園条例に規定する基準を満たす必要があります。条例に基づき必要な設備等を確保した上で、施設規模及びレイアウトを提案してください。
11	P13	トイレの管理	防犯・衛生管理の観点から、深夜時間帯の施錠運用や利用時間設定について、市との協議は可能でしょうか。	可能です。トイレの利用時間や深夜時間帯の施錠運用等については、提案内容を踏まえ、市と協議の上決定するものとします。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
12	P13	維持管理	<p>落書き、器物破損、不法投棄、盗難等の第三者による悪意ある行為が発生した場合、修繕費や復旧費用に関する市の基本的な考え方をご教示ください。</p> <p>また、継続的な被害が発生した場合、市との協議は可能でしょうか。</p>	<p>落書き、器物破損、不法投棄、盗難等への対応を含め、公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理、修繕及び復旧は、原則として認定計画提出者の負担により行うものとします。</p> <p>なお、継続的な被害が発生した場合などについては、公園管理者等と必要な対応について協議するものとします。</p>
13	P18	トイレ整備費に対する市負担	<p>トイレ整備費に対する市負担上限 4,000 千円について、</p> <p>コンテナ本体購入費/コンテナ改修費/内装工事費/設計費/給排水工事費/電気工事費/基礎工事費 は対象経費に含まれるでしょうか。</p>	<p>いずれもトイレ整備費の対象経費に含まれます。</p>
14	参考資料 4	インフラ整備	<p>給水・汚水・電気設備について、認定計画提出者が設置する施設で利用することを前提に整備されたものとの理解でよいでしょうか。また、利用可能な接続位置、容量及び事業者負担となる工事範囲をご教示ください。</p>	<p>給水・汚水・電気設備については、認定計画提出者による利用を想定して整備しています。</p> <p>接続位置については参考資料 4 を参照してください。</p> <p>参考資料 4 に示す設備以降の接続工事については、認定計画提出者の負担で実施してください。</p> <p>電気設備については、屋外コンセント及び空配管等を整備しており利用可能です。事業に必要な電力の確保に当たっては、認定計画提出者において必要な整備を行ってください。なお、上下水道料金の契約については、認定計画提出者への契約変更を予定しています。</p>

■「4 地域の魅力向上に係る事項」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
15	P17	船着場活用	船着場を活用したプログラムについて、認定計画提出者が利用料金や参加費を設定する際、市による事前承認又は上限設定等はあるでしょうか。 また、認定計画提出者が自主事業として企画するイベントについて、料金設定の考え方をご教示ください。	利用料金及び参加費の設定について、上限設定等はありません。事業目的や公共性を踏まえ、適切な料金設定としてください。
16	P17	船着場活用	船着場を活用したイベントやクルーズ事業を実施する場合、 ・利用制限 ・利用許可 ・利用料金	船着場の利用に当たっては、河川法その他関係法令を遵守するとともに、河川管理者等との協議や必要な手続きを行ってください。利用条件の詳細については、認定計画提出者が、河川管理者を含む関係機関との協議等により確認してください。
17	P17	イベント	認定計画提出者が実施する公益性の高いイベントについて、 ・市ホームページ・市公式 SNS・市施設でのチラシ配架・後援名義等による広報支援を受けることは可能でしょうか。	市ホームページへの掲載、市公式 SNS での発信、市施設でのチラシ配架及び後援名義の使用を希望する場合は、事前に当課と協議を行ってください。対応可否については個別判断となり、内容に応じて関係部署を案内します。
18	P17	イベント	認定計画提出者が、 ・市内企業・観光団体・歴史ガイド団体・スポーツ団体・周辺開発事業者との連携を進める場合、市による情報提供や橋渡し等の支援は可能でしょうか。	情報提供や関係団体の紹介等の支援は可能です。ただし、特定の団体との連携や協力を保証するものではありません。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
19	P17	イベント	<p>・令和2年10月（2日間）、令和4年3月（約1カ月間）、令和5年11月（2日間）に利活用に向けた社会実験やイベント実施（キッチンカーや各種イベント等）を行った際に、収支や水深など明らかになった課題など、共有いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>提示可能な実績は、下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月実績：総来場者数約1,500名、参加キッチンカー11台、売上総額約155万円 ・令和4年3月実績：総来場者数約6,700名、参加キッチンカー15台 ・令和5年11月実績：総来場者数593名 <p>なお、船着場の水深について、市で記録している情報はありません。これまでのイベント実施に当たっては、船会社等が事前に現地状況を確認した上で運航していました。</p>
20	P17	イベント	<p>多摩川の魅力発信及び環境教育の一環として、釣り体験会／釣り具レンタル／釣り教室等の実施は可能でしょうか。</p> <p>また、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①対象区域内での釣りに関する制限 ②釣りイベント実施時の必要手続き ③レンタル事業実施の可否 	<p>河川管理者、公園管理者及び漁業協同組合を含む関係機関との協議が必要となるため、必要な手続きや実施条件については、認定計画提出者が、事前に関係機関に確認した上で、提案を行ってください。なお、実施内容によっては、公園内行為許可申請が必要となる場合があります。</p>
21	P17	イベント	<p>多摩川の自然環境や生態系を活用した環境学習プログラムとして、生き物観察会／野鳥観察会／魚類観察会／水生生物調査体験</p> <p>トラップカメラ等を活用した自然観察の実施は可能でしょうか。</p> <p>また、実施にあたり必要となる許認可や手続きがあればご教示ください。</p>	<p>河川管理者及び公園管理者を含む関係機関との協議が必要となるため、必要な手続きや実施条件については、認定計画提出者が、事前に関係機関に確認した上で、提案を行ってください。なお、実施内容によっては、公園内行為許可申請や河川占用許可が必要となる場合があります。</p>

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
22	P17	イベント	環境学習を目的として、 魚類／甲殻類／昆虫類 等の観察及び一時的な採捕（観察後に放流する活動）を実施することは可能でしょうか。 また、必要な手続きや制限事項があればご教示ください。	河川管理者、公園管理者及び漁業協同組合を含む関係機関との協議が必要となるため、必要な手続きや実施条件については、認定計画提出者が、事前に関係機関に確認した上で、提案を行ってください。なお、実施内容によっては、公園内行為許可申請が必要となる場合があります。
23	P17	イベント	認定計画提出者が自然体験・環境学習プログラムを実施する場合、 参加費や体験料については事業者が設定できるものと理解してよいでしょうか。 また、生き物観察会／釣り体験会／環境学習プログラム 等の参加費収入は認定計画提出者の収入として取り扱ってよいでしょうか。	参加費の設定は可能です。事業目的や公共性を踏まえ、適切な料金設定としてください。参加費収入は、認定計画提出者の収入とすることが可能です。
24	P18	清掃・維持管理	現在市が実施している維持管理業務（芝刈・除草・清掃等）について、本事業開始後は認定事業者が実施するものと理解しております。 そこで、 ①参考資料 8 に記載の維持管理業務は全て事業者負担となるのか ②市が継続して実施する業務はあるのか ③船着場周辺を含む維持管理範囲の詳細をご教示ください。	①参考資料 8 に記載の維持管理業務については、すべて認定計画提出者がその費用を負担するものとします。 ②高木の剪定については、市が継続して実施します。 ③維持管理（見回り、ごみ拾い、草刈り、除草清掃）範囲は、参考資料 1 に示す事業区域及びさいわい歩道橋となります。既存の公園施設の維持管理（修繕等）は市が行います。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
25	P18	清掃・維持管理	現在実施されている年間18回の清掃工について、 ごみ回収量や作業時間などの実績データがあればご教示ください。 また、過去3年間における不法投棄や落書き等の発生状況についてもご教示ください。	ごみの回収量及び作業時間の実績データはありません。 市が把握している過去3年間の不法投棄や落書きの発生状況については以下のとおりです 2023(R5)年度 ごみ問題 3件 落書き 1件 2024(R6)年度 ごみ問題 3件 落書き 1件 2025(R7)年度 ごみ問題 0件 落書き 1件
26	P18	清掃・維持管理	参考資料8に示されている維持管理業務について、本事業開始後は認定計画提出者が実施するものと理解しております。 そこで、 ①現在市が発注している維持管理業務委託費の実績額 ②本事業開始後の維持管理費負担の考え方 ③認定計画提出者が維持管理業務を実施する場合、市から維持管理費の支払いがあるのか ④維持管理業務を別途委託契約として実施する可能性があるのか をご教示ください。	①871,420円となります。 ②維持管理業務に要する費用については、認定計画提出者の負担とします。 ③市からの支払いはありません。 ④本 Park-PFI 事業の中で収益等を活用して実施していただくことを想定しており、別途委託契約を締結する予定はありません。

■「6 公募の手続きに関する事項」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
27	P29	認定公募設置等計画の変更	事業期間中、・営業時間・イベント内容・物販内容・運営体制等について、利用状況や社会情勢に応じた変更は可能でしょうか。	認定公募設置等計画の内容に応じて判断します。内容によって、都市公園法第5条の6第1項に基づく認定公募設置等計画の変更認定手続きが必要となる場合があります。なお、変更の可否については、変更内容等を踏

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
				まえ、変更の妥当性及び審査の公平性等を考慮し、個別判断となりますが、提案時点での変更の可能性がある場合は、その旨を記載してください。
28	P29	認定公募設置等計画の変更	事業開始後に、 SUP 事業／クルーズ事業／レンタサイクル／ 地域物産販売／キッチンカー等の収益事業を 追加する場合、 認定計画変更により実施可能でしょうか。 また、軽微変更として取り扱われる範囲をご 教示ください。	<p>認定計画の変更は、外的要因が無い場合や事業者都合による変更は、原則として認められないため、提案書には、確実に実施する予定の事業を記載していただくとともに、事業開始後に地域のニーズや利用状況を踏まえて追加を検討するものについても、その旨を記載してください。具体的には、「SUP 事業やクルーズ事業については、〇〇を踏まえて実施を検討する」等の記載をお願いします。</p> <p>なお、公募設置等指針の条件や認定公募設置等計画のコンセプト等に合致していることを前提に、都市公園法第5条の6第2項に定める基準に適合すると認められる場合は、変更認定の対象となり、変更の可否については、変更内容等を踏まえ、変更の妥当性及び審査の公平性等を考慮し、個別に判断します。</p> <p>また、軽微変更に該当する範囲については、認定公募設置等計画の内容に応じて判断します。公募時の評価に影響を及ぼす変更については、軽微変更には該当しません。</p>
29	P27～29	評価基準	評価基準において特に重視する視点があれば 可能な範囲でご教示ください	評価基準は公募設置等指針に記載のとおりです。追加でお示しできる事項はありません。

以 上